

## 防災・県土強靱化対策特別委員会記録

開催日時 平成29年8月9日（水） 10:04～11:10

開催場所 第2委員会室

出席委員 8名

小林 照代 委員長

猪奥 美里 副委員長

川田 裕 委員

井岡 正徳 委員

奥山 博康 委員

粒谷 友示 委員

小泉 米造 委員

梶川 虔二 委員

欠席委員 なし

出席理事者 中 危機管理監

山田 県土マネジメント部長 ほか、関係職員

傍聴者 なし

議 事

(1) 平成29年度主要施策の概要について

(2) その他

<会議の経過>

○小林委員長 ただいまから防災・県土強靱化対策特別委員会を開会いたします。

本日の欠席はございません。

それから、本日、当委員会に対して2名の方から傍聴の申し出がありましたので、入室をしていただきます。

なお、この後、傍聴の申し出があれば、さきの方を含めて、20名を限度に入室していただきますので、ご承知ください。

議事に先立ちまして、一言ご挨拶申し上げます。本日は、ご多忙のところ、ご出席いただきましてありがとうございます。私、小林と猪奥議員がさきの6月定例県議会におきまして正副委員長に選任されました。今後、委員各位並びに理事者のご協力、ご支援を得て、円滑な委員会運営に努めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

委員会構成がなされて初めての委員会になりますので、委員より自己紹介をお願いします。

○井岡委員 井岡でございます。

○小泉委員 小泉でございます。

○粒谷委員 粒谷でございます。よろしくお願いします。

○奥山委員 奥山でございます。

○梶川委員 梶川です。

○川田委員 川田でございます。よろしくお願いします。

○小林委員長 次に、事務局の紹介をさせます。事務局次長の自己紹介の後、担当書記の紹介をお願いします。

○北村事務局次長 議会事務局次長の北村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

担当書記の紹介をさせていただきます。

政務調査課長の福井でございます。

○福井書記 福井です。よろしくお願いします。

○北村事務局次長 同じく政務調査課の松石でございます。

○松石書記 松石です。よろしくお願いいたします。

○北村事務局次長 どうぞよろしくお願いいたします。

○小林委員長 次に、理事者の紹介をお願いします。

なお、出席を求める理事者についてですが、去る7月13日の正副委員長会議でお手元に配付のとおり決定されております。

それでは、危機管理監、地域医療連携課長、病院マネジメント課長、農村振興課長、森林整備課長、県土マネジメント部長の順に自己紹介並びに関係各位の紹介をお願いします。

○中危機管理監 危機管理監の中でございます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

引き続きまして、私から関係職員を紹介をさせていただきます。

辻知事公室次長（防災担当、防災統括室長事務取扱）でございます。

○辻知事公室次長（防災担当、防災統括室長事務取扱） 辻でございます。よろしくお願いいたします。

○中危機管理監 小出消防救急課長でございます。

- 小出消防救急課長 小出でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- 中危機管理監 青野安全・安心まちづくり推進課長でございます。
- 青野安全・安心まちづくり推進課長 青野です。よろしくお願いいたします。
- 中危機管理監 以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- 西村地域医療連携課長 医療政策部地域医療連携課長の西村でございます。よろしくお願いいたします。
- 藤井病院マネジメント課長 医療政策部病院マネジメント課長の藤井でございます。よろしくお願いいたします。
- 小林農村振興課長 農林部農村振興課長の小林でございます。よろしくお願いいたします。
- 阪口森林整備課長 農林部森林整備課長の阪口でございます。よろしくお願いいたします。
- 山田県土マネジメント部長 県土マネジメント部長の山田でございます。よろしくお願いいたします。
- 続きまして、県土マネジメント部の紹介をさせていただきたいと思います。
- 加藤県土マネジメント部次長、砂防・災害対策担当になります。
- 加藤県土マネジメント部次長（砂防・災害対策担当、砂防・災害対策課長事務取扱）  
加藤でございます。よろしくお願いいたします。
- 山田県土マネジメント部長 梅原道路政策官でございます。
- 梅原県土マネジメント部道路政策官 梅原でございます。よろしくお願いいたします。
- 山田県土マネジメント部長 津風呂道路管理課長でございます。
- 津風呂道路管理課長 津風呂でございます。よろしくお願いいたします。
- 山田県土マネジメント部長 入口河川課長でございます。
- 入口河川課長 入口でございます。よろしくお願いいたします。
- 山田県土マネジメント部長 松本建築課長でございます。
- 松本建築課長 松本でございます。よろしくお願いいたします。
- 山田県土マネジメント部長 どうぞよろしくお願いいたします。
- 小林委員長 ありがとうございます。

次に、委員会の運営についてですが、7月13日の正副委員長会議で決定されました「委員会等に関する申し合わせ事項」及び「口頭申し合わせ事項」をお手元に配付してお

りますので、後ほどお目通し願います。

次に、お手元に「特別委員会の設置等に関する申し合わせ」を配付しております。この申し合わせでは、調査期間終了後にその成果を本会議で報告すること及び委員間討議の方法による議論を行うこととなっております。

それでは、お手元に配付しております「委員会の運営について」により、説明させていただきます。

1の所管事項及び調査・審査事務については、資料に記載のとおりです。よろしいでしょうか。

2の委員会の運営についてですが、平成31年2月定例会までに調査・審査の成果を取りまとめることとしまして、委員間討議による議論を行いながら開催してまいりたいと考えております。

3の当面のスケジュールですが、来年、平成30年の6月定例会には中間報告を行いたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

ただいまの説明につきまして、ご意見がありましたらお願いします。ご意見はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは、そのように進めさせていただきます。

また、事務分掌表、新規事業の内容、事業実施予定箇所資料をお手元に配付しておりますので、参考にしていただきたいと思います。

それでは、案件に入ります。

平成29年度主要施策の概要について、危機管理監、地域医療連携課長、農村振興課長、森林整備課長、県土マネジメント部長の順に説明をお願いします。

○中危機管理監 それでは、危機管理監所管の主要施策の概要につきまして、平成29年度の新規事業や重点事業を中心に説明をさせていただきます。

お手元の資料、「平成29年度主要施策の概要」をごらんいただきたいと思います。

2ページ、くらしの向上〔地域医療・介護・福祉の取組の推進〕2、救急・周産期医療体制の構築の(1)救急医療体制の充実の奈良県救急医療管制システム(e-MATCH)事業でございます。救急搬送ルールを円滑に運用するため、平成24年3月よりe-MATCHシステムを全消防本部及び県内の救急搬送病院に導入しており、今年度も適正な運用に努めてまいります。

続きまして、4ページ、くらしの向上[安全・安心の確保]、1、県土の防災力の向上の(1)自助・共助の推進でございます。県の防災体制強化のための計画策定・訓練の実施等につきましては、県の防災体制強化のため、奈良県国土強靱化地域計画等の円滑な推進を図るとともに、訓練等を実施してまいります。

事業内容欄の4行目をごらんいただきたいと思います。新規事業、奈良県地域防災計画見直し及び受援マニュアル作成事業は、熊本地震の課題等を踏まえ防災計画を見直すとともに、他府県等からの人的支援を円滑に受け入れるための受援マニュアルの作成を行ってまいります。

新規事業、奈良県業務継続計画運営体制整備推進事業では、平成28年3月に策定いたしました奈良県業務継続計画の内容を充実させるため、有識者のご意見も伺いながら、職員向けの物資の備蓄や第二災害対策本部の選定等の検討を進めてまいります。

新規事業、新たな防災情報システムを活用した情報伝達訓練事業は、新たな防災情報システムが平成29年4月から本格稼働したことに伴い、県の防災担当職員を対象とした図上訓練や全市町村との定期的なシステム運用訓練を行っているところでございます。

新規事業、国民保護共同訓練事業は、テロ行為などが発生した際に備え、県の国民保護体制の強化と国等関係機関との連携強化を図るため、平成30年1月に図上訓練を行う予定としております。

次に、市町村防災体制強化のための支援につきましては、記載の事業を引き続き実施し、市町村の防災体制の強化を支援してまいります。

事業内容欄の4行目でございます。市町村住民避難対策支援事業では、河川の上下流の市町村間で整合のとれた避難勧告等発令基準を策定するための検討会を開催するなど、市町村とともに住民避難対策を検討しているところでございます。また、避難勧告等発令基準に基づく情報発信などの訓練を行っているところでございます。

新規事業、市町村業務継続計画策定支援事業は、市町村業務継続計画の策定及び改定にかかわる相談体制を充実させるなど、策定のフォローアップを実施するとともに、市町村向けの研修会を開催することとしております。

新規事業、市町村防災情報伝達手段カルテ作成推進事業は、市町村の防災情報伝達手段の整備状況を評価するとともに、希望する市町村にアドバイザーを派遣することで市町村の防災情報伝達手段の整備を支援するものでございます。

続きまして、5ページ、(2)基盤整備の推進の、陸上自衛隊駐屯地誘致推進事業でご

ざいます。駐屯地の県内誘致の早期実現に向け、引き続き、国への提案、要望活動を実施するほか、駐屯地等候補地の用地調査や誘致機運の醸成のための県民向けイベントを実施いたします。

次に、奈良県広域防災拠点整備準備事業でございます。南海トラフ巨大地震等が発生した際、県内外からの大量の人的、物的支援を受け入れて、被災地を迅速に支援できるよう、広域防災拠点の整備等を引き続き検討してまいります。

続きまして、7ページ、2の耐震化の推進の新規事業、奈良県耐震シェルター設置補助事業でございます。地震による住宅の倒壊等の被害から県民の命を守るため、耐震シェルターの設置費用の助成を行う市町村に対しまして、県が補助を行うこととしております。

続きまして、3、消防力の強化の2段目、広域消防通信システム補助事業です。この事業は、消防広域化を行った37市町村に対する支援としまして、消防救急無線及び消防司令センターの整備に係る費用のうち、市町村及び奈良県広域消防組合の実負担額に対して県が2分の1補助を行うものでございます。

次に、消防力強化支援事業でございます。災害発生時等の地域の安全安心の充実に資するため、市町村が行う消防団車両の更新等に対して補助を行い、その計画的な整備を促進するなど、消防団活動の充実支援を図ってまいります。

次に、8ページ、4の治安対策の強化の安全・安心まちづくり推進事業でございます。昨年度、県と県警が共同で策定しました犯罪抑止と交通事故防止の中長期的な大綱、安全・安心の確保のための奈良県基本計画を着実に推進しているところでございます。地域防犯力の向上、強化に向けて啓発や担い手養成等を行うほか、犯罪多発地域における地域住民による防犯カメラ設置に対し市町村を通じて補助するなど、県民が安全で安心して暮らせるまちづくりを進めてまいります。

危機管理監所管の主要施策の概要につきましては以上でございます。よろしく申し上げます。

**○西村地域医療連携課長** 平成29年度の主要施策の概要につきまして、医療政策部所管の当委員会に係る主な事業をご説明させていただきます。

お手元にあります「平成29年度主要施策の概要」の2ページをお開きください。1、高度医療の確保・充実のドクターヘリ運航施設整備事業では、県立医科大学が行うヘリポートの整備に対し補助を実施します。

次の2、救急・周産期医療体制の構築、(1)救急医療体制の充実のドクターヘリ運航

推進事業におきましては、本年3月21日に運航を開始しました県独自のドクターヘリの運航に要する費用に対し補助を行います。

次に、3ページの(2)災害医療体制の充実では、医療施設耐震化・防災対策整備事業におきまして、医療機関が実施する耐震化の事業や、災害時に必要な設備整備を行う場合に対して補助を実施することとしております。

以上が、医療政策部所管の当委員会にかかわる平成29年度の主な事業でございます。

**○小林農村振興課長** 農林部農村振興課所管の主な事業についてご説明します。

1ページ、1、農村資源を活用した地域づくりでございます。田んぼの貯留機能等活用促進事業では、安心安全な地域、農村の活性化を目指し、近畿大学と連携いたしまして、食糧生産のほかに貯留する機能など、田んぼが有する多様な役割を検証、評価を行い、田んぼの活用を推進してまいります。

18ページ、6、農林業生産基盤整備の推進でございます。土地改良事業(県営事業)の25行目、水田機能活用水利施設整備事業では、水の流れや維持管理を容易にするために、未改修の水路の改修を図ってまいります。

土地改良事業(団体営事業)でございますが、農業水利施設診断事業では、市町村が行う農業用井堰の機能診断調査の支援を行ってまいります。

19ページ、農地防災事業(県営事業)及び農地防災事業(団体営事業)では、ため池や井堰の改修工事等に取り組んでまいります。

以上でございます。

**○阪口森林整備課長** 続きまして、農林部森林整備課所管の主な事業についてご説明します。

同じく、「平成29年度主要施策の概要」の19ページをお願いします。林道整備事業では、広域的、基幹的な林道について県営で開設するほか、市町村が実施する林道の開設や改築等について補助を行い、林道の整備を行ってまいります。

治山事業では、森林の維持、造成を通じて山地に起因する災害から生命、財産を守り、また、水源の涵養、生活環境の保全形成と安全で住みよい県土の確保、定住条件の整備を図ってまいります。

そのほか、記載のとおり、災害復旧事業等を進めてまいります。

以上、農林部森林整備課所管の主な事業でございます。よろしく願いいたします。

**○山田県土マネジメント部長** 県土マネジメント部の所管について、この「平成29年度

主要施策の概要」を使いましてご説明させていただきます。

13ページ、1、道路整備の推進（1）道路・街路の整備でございます。1番から4番までございますけれども、大きく4つある中で道路改良とかいろいろ調査とかございますが、代表例で申しますと、1番の道路改良事業でいきますと、新規事業、樫原高取線がございます。高取バイパスと御所インターをつなぐこの事業を新たに着工しまして、骨格になる幹線道路のネットワークを実施するための整備を始めております。あわせて、3番目の道路改良等基礎調査というのがございますが、道路網として整備の必要性、緊急度を調査する事業に着手しております。

続きまして、（2）直轄道路事業費負担金になります。京奈和自動車道とか、特にこの強靱化、防災という意味では168号でございます十津川道路に関する国の直轄事業の負担金でございます。話題としては、8月19日になりますが、大和御所道路が開通する予定になっていまして、これによって京奈和自動車道の整備が1つ開通区間がふえるということになっています。

14ページ、（3）災害への備えでございますが、耐震補強と災害の防止事業ということで、のり面の防災事業をやっています。

続きまして、2、交通環境の充実でございます。（1）観光環境の向上でございますが、無電柱化事業を進めています。ここで代表例でございます。樫原神宮の東口の停車場飛鳥工区に加えて、新たに大神神社の三輪山線において無電柱化事業に着手しております。

3、河川・砂防施設の整備（1）河川の整備です。ここも事業名が3つ書いていますが、1つ目、大和川流域総合治水対策推進事業がございます。事業内容に書いていますけれども、河川改良とか調整池の整備等により総合治水対策を推進しているところでございます。また、直轄遊水地整備と一体となった内水対策及び流域対策に向けた調査・検討も進めております。

なお、この総合治水に関する条例については、9月議会で上程させていただく予定にしています。

3つ目、新宮川水系堆積土砂処分推進事業でございますけれども、これは南部東部地域における紀の川、宇陀川等の河川改修、神納川における堆積土砂の撤去や土砂流出を防ぐ施設設置等を行っています。

15ページ、（2）ダム建設事業でございます。ここに書いています天理ダム、白川ダムにつきまして、設備の更新を進めています。



(3) から砂防施設の整備になります。通常砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業とございますが、それぞれ砂防堰堤をはじめとするハード対策を実施する経費でございます。4つ目の危険箇所調査等事業というのは、土砂災害の兆候が見られる箇所での対策検討に関する経費になります。一番最後の砂防関係施設長寿命化計画策定事業でございますが、長寿命化計画を策定するために要する経費でございます。

(4) は直轄河川事業費負担金、先ほど道路の負担金の説明をさせていただきましたが、これは河川のほうで、大和川とか紀の川の河川改修、土砂ダムでございますが、国の砂防事務所が行っています6つの地区の土砂ダム対策の国直轄事業への負担金でございます。

16ページ、(5) ソフト対策による防災・減災がございます。4つ項目がございます。1つ目の河川情報基盤整備事業は、河川情報をリアルタイムに把握して市町村や住民の方に提供することで、災害時の迅速な避難行動を支援するものでございます。2つ目の土砂災害基礎調査・指定推進事業でございますけれども、これに関しましては、土砂災害特別警戒区域、いわゆるレッド区域の指定に向けた基礎調査を実施しています。3つ目の土砂災害・防災情報システム整備事業でございますが、これはインターネット上で雨の情報とか土砂災害警戒区域の情報を一体的に提供するというシステムを構築するための経費でございます。4つ目でございます。土砂災害防災訓練支援事業でございますが、これは防災訓練のときに使うハザードマップみたいなものを作成をするために市町村を支援するための経費でございます。

(6) 河川・砂防施設の維持管理でございます。砂防指定地等管理適正化推進事業でございますが、これは砂防指定地の台帳の整備とか砂防指定地の見直し、衛星写真の購入等による効率的な違反行為の把握に要するための費用でございます。

4、公共土木施設の災害復旧事業です。3つございますが、公共土木施設災害復旧事業(過年災分)は昨年の台風16号の過年度災害に対する復旧事業費、下の2つ、公共土木施設災害復旧事業(現年災分)と公共土木施設災害復旧事業(単独分)というのは、いずれも、平成29年度に災害が発生した場合の災害復旧費として、あらかじめ枠どりをさせていただいているもので、現年災分が国の補助事業、単独分が採択基準に満たない小規模な被害に対応するものでございます。

最後になります。17ページ、上下水道の整備でございます。(1) 下水道事業の推進、ア流域下水道施設の耐震対策でございます。幹線の管渠とか浄化センターにおける耐震補強に資する経費、イは流域下水道施設の老朽化対策になります。長寿命化計画に基づいて

各種施設の更新工事を実施してまいります。

県土マネジメント部所管の主な施策は以上でございます。

○小林委員長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明、またはその他の事項も含めて、質問があればご発言願います。

○川田委員 16ページ、災害対策区域の指定に関してレッドゾーンの指定があります。今、全部でレッドゾーンはどれぐらいの範囲、数、箇所があるのですか。

○加藤県土マネジメント部次長（砂防・災害対策担当、砂防・災害対策課長事務取扱）

奈良県におきましては、今大体1万900箇所ぐらいの土砂災害のイエローゾーンと言われる、まず大きく全体として土砂災害が来るであろう範囲の調査を先行して行っておりました。そういう状況の中で、その後に引き続いて、今、委員からご指摘のありましたレッドゾーンと呼ばれる、その中でも特に危険な場所、土石流とか崖崩れがあったときに家が壊れるような場所についてはレッドゾーンという状況になりますが、その調査をやっているということで、イエローゾーンを先行でやってきたところでございます。

そのような箇所が約1万900箇所ぐらいでございまして、ただ、数年前、広島の実験がございました。やはり危険箇所をよりしっかりと把握しなければいけないということがございまして、一昨年から県の予算として相当な額をいただいております。3年間かけまして、平成28年度、平成29年度、来年度、議会の皆様からのご承認をいただきたいと思っておりますが、年間約10億円になります。3分の1が交付金の補助になりますが、3分の2は一般財源、それもほぼ起債がきかないお金になりますので、非常に大きなお金になりますが、そのようなお金をいただきまして調査を行っていきたいと思っております。

現在まで、一応1万900箇所のうち2,000箇所の指定が終わっております。昨年度までの調査におきまして、今年度、4月末までに公表等を行わせていただいておりますが、約4,000箇所、それに足されて、今、6,000の箇所について、レッドゾーンについての指定なり公表なりが行われておりますが、残り約4,000箇所強につきましては、来年度の予算のご承認と、今年度調査もございまして、それに基づいてどのような場所がレッドゾーンになるのかを調査をさせていただきたいと思っております。

ちなみに、イエローゾーンの中に必ずレッドゾーンが出るわけではございません。イエローゾーンの中に出ない場合もございまして、先ほど言いました1万900箇所の中に

全てレッドゾーンが出るわけではございませんが、今までの状況でいいますと、約9割の場所については、大小ございますがレッドゾーンが出ているというのが現状でございます。以上です。

○川田委員 答弁、ありがとうございました。

ということは、今また4,000箇所強ぐらい調査を行うということで、そのうち、それからレッドゾーンかわからない、それは調査をと書いてありますね。

きょう、お昼から砂防指定地の山田B沢の堰堤は見学に行くのですけれども。これも防災指定、イエローゾーンですね。これは設定されているのですけれども、素朴な疑問なのですけれども、普通レッドゾーンがあった場合に、もう非常に特に危険だと。だから、危険だから堰堤を入れて、それでその堰堤に砂が出ないようにやっていこうというのが本来の考え方だと思うのです。これは、きょう行くところの山田B沢のいわゆる調査は当然やった上で、今、イエローゾーンしかないと思うのですけれども、レッドゾーンの調査、基礎調査はどういう結果だったのですか。

○加藤県土マネジメント部次長（砂防・災害対策担当、砂防・災害対策課長事務取扱）

手元に資料がございませんので、また現地で正確にお話をさせていただきたいと思いますが、その場所について、まだ、調査を多分行ってない場所だと思います。では、何で、その場所を行ったのかということになります。少しお話が長くなるかもしれませんが、平成22年の段階で砂防事業、どういう場所を優先的にやっていくのかということやはり内部でいろいろ議論がございました。その中で、これも今年度、9月議会で建設委員会にもお話をさせていただいて、12月の本会議でできればご了解いただきたいと思っておりますが、土砂災害対策の基本方針を平成22年度に一度つくっております。その中では、危険箇所、1回崩れたとか崩れかけているというような場所、また、午後ご視察いただく山田B沢もそうでございますが、避難所があるとか、そういう場所でより安全性を高めなければいけない場所について、優先的にやっていかなければいけないということで、各市町村から要望箇所を募り、そういうフィルターをかけて、対象を絞って対応してきたところでございます。

その中で、今回、ご視察いただく山田B沢については、天理市からの要望もあり、また奈良土木事務所としてもその場所についてやりたいということで実施をかけたところでございますが、若干用地等に問題があったというか、ご協力いただくまでに少しお時間を要しましたので、実施が今の時期になっておりますが、一応今年度いっぱいではほぼ完成する

という状況だと聞いております。以上でございます。

**○川田委員** ちょっと要領がつかめない答弁だと思うのです。そこに決めたから堰堤をつくるわけでしょう。基礎調査とか、要望というのはわかりますけれど、数が多いですから。要望が全部すなわち危険地域に値するとは限らないではないですか。だから、今の説明でしたら、要望があったから、何億円の堰堤つくったということですか。

前から思っているのが、素朴な疑問ですけれども、普通レッドゾーンを定めて、そういう基礎調査を行って、その上でどこが危険かという判断をした上で堰堤の優先順位って決めていくものではないのですか。今回のこの委員会が防災と、県土強靱化ということで、県土強靱というのは防災の観点からいうと、物を強くして、防災をやっつけようという観点、もう一つ、復興という観点で、大きく分ければ2つありますよね。だから、今回やっているのですけれども。

だけれども、これはどうなのですか。要配慮者利用施設とか、含まれる場所はどんどん優先的にしようというのは国土交通省からの通知も出てますよね。だからそういったものを含めていけば、設定箇所というのは、このあいだも台風が来たときに砂防・災害対策課のホームページから入っていきましたら、GISを見れますけれども、あのようなものは載っていないので、そのようなものはあわせてリンクしたらすぐできるものではないですか。その辺はいかがですか。

**○加藤県土マネジメント部次長（砂防・災害対策担当、砂防・災害対策課長事務取扱）**

ちょっとこちらのご説明が足りないところもあったのかもしれませんが、奈良県において砂防なり急傾斜なり地すべりなりの砂防設備が入っているのは、箇所数とすれば、1,000箇所もございません。800箇所とか900箇所ぐらいだと思います。正確な数字ではなくて恐縮ですが、そのぐらいしかございません。

そういう中で、予算もそれなりにいただいているところではございますが、年間でできる箇所はやはり限られております。先ほど申しましたとおり、土砂災害の危険箇所は、1万を超える状況でございます。全部の箇所について工事ができればいいですが、なかなかそれはできないということもございます。

土砂災害防止法の主たる目的は、どんな場所が危ないんだ、その場所について危ないということを市町村であり、また地域に住んでいる住民の方々にご了解をいただく。万が一の場合に早目に避難いただく、また防災計画の作成のときに生かしていただいて、そういう場所を通らないで逃げられる、またなるべくそういう場所に避難場所を置かないように

するとか、そういうことに生かしていただきたいということで、土砂災害防止法に基づくイエローゾーンなりレッドゾーンというものを作成をしているというところでございます。

ただ、そうはいつでも場所によっては、特に奈良県においては南部がメインになるかとは思いますが、必ずそういう場所にもってこれればよいですが、そうではないところもあると思いましたので、そういうところに関してはハード対策もやっていかなければいけないのではないかと認識をしているところでございます。以上でございます。

○川田委員 おっしゃっていることはわかるのですけれども、こっちが言っているのが、そのプロセスの順序づけをもうちょっとしっかりやっていくべきではないですかと申し上げてるのです。

今回も山田B沢にしても、レッドゾーンの基礎調査、今の答弁でしたら多分やっていないと思うのです。やっているかやっていないか、返事いただいたらいいと思うのですけれども。普通、本来基礎調査があつて、堰堤を建てて、レッドゾーンをなくそうというのが大きな目的ではないのですか。国土交通省からの通知では、たしかそのような指導、助言だったと思うのです。奈良県の場合はそういった指定、プロセスが、これからちゃんとやっていただけると思っているのですけれども、そのプロセスが必要なのに、それを何かこうばらばらでやっていて、基礎調査もやっていない。特別危険地域指定、レッドゾーンのことですけれども、それもやっぱり指定していかなければいけないけれども、それがまだまだできていないし、5年に1回は確認してやっていく必要があるのでしょうか。解釈違いであれば指摘いただきたいのですけれども。

肝心要の住民さんはもちろん地域住民の安全安心を構築していこうと思えば、やっぱりそういったソフト面というか、順序をきっちりしていかないと。先日台風が来たときもずっとパソコンで、GISも見ていましたし、雨量も出てきますよね。市役所はそんな詳しくないですから、自分のところで考えてやっておられるところもありますけれども、やっぱりこれだけIT化時代になっていて、どの部分に、たしか国土交通省の地理情報とか使っておられるのは、国土交通省の進んで行っておられたよい部分だったと思うのですけれども。そういうものをリンクさせてデータ uploading していけば、GISで載せていけば済むだけの話ではないのですか。

そういうものをきっちり構築していかないと、ほかの都道府県と比較して、このような防災の観点ね。避難警告を出すのでも、例えば、その村1個に全部出すのだというのと、この地域が特に危ないということで、そのポイントで出すものでしたら、外出される、避

難されるされないのその移動の中で亡くなられた方もたくさんおられるわけですから、今はそこをよりピンポイント的にどうやって避難情報でも出していけるかというところが、今求められているのではないですか。

過去の県土マネジメント部の堰堤を建てるものの組み方も、理由をつけたらいろいろできるけれども、理由づけよりも建設的な意見でいいものをつくっていけるかというところに視点を置いていかないと、いつもできない理由ばかり聞いていて、いつも建設的な議論が、加藤県土マネジメント部次長は初めてなのでかみ合っていなかったというのが今までの会話だったと思うのです。我々も防災は勉強しているので、その視点から見たらおかしいなどと思うので、意見を言わせてもらっているのですけれども。やはり、きっちりと国土交通省の指導、助言がされていると思うので、それをやっていないのが奈良県だったと思っているのですけれども、その点はいかがですか。

#### ○加藤県土マネジメント部次長（砂防・災害対策担当、砂防・災害対策課長事務取扱）

土砂災害警戒情報は奈良の地方気象台と私ども砂防・災害対策課で連名で出す形の情報になっております。現在のところ、奈良県においては全市町村において出す形をとっております。考え方は各都道府県でいろいろございまして、例えば、隣の大阪府なり京都府等においては、土砂災害の、先ほどイエローゾーンであるとかレッドゾーンであるとか、そういうところがない市町村に対しては、警戒区域を出していないという市町村もございしますが、奈良においては今のところイエローゾーンがないところに関しても土砂災害警戒情報を出すという形をとっておりまして、今後において、対応についてどうするかというのは、気象台、また地元の市町村等も含めて検討はしていかなければいけないのかなと思っています。ところはございます。

また、先ほどから繰り返して恐縮でございますが、土砂災害防止法は、砂防堰堤をつくる砂防法、地面が大きく動く地すべりに対する地すべり等防止法、また、崖が崩れるものに対する対策を行う急傾斜地防止法と違いまして、今言った砂防なり地すべりなり急傾斜地というのは、物をつくるための法律です。土砂災害防止法は、基本的にはソフトの法律ですので、先ほどの繰り返して恐縮ですが、どう逃げていただくとか、ハザードマップをどうつくっていただくとか、そういうものに資するものを上げていくものだと思っております。

市町村がそういうものをつくることに対しての支援のために、そういうものを紙ベース、また電子データも提供させていただきながら、対応をとっていると考えているところでご

ざいます。

○川田委員 答弁は簡潔にお願いしたいと思います。聞いていて、何を聞いていたのかわからなくなってしまうので、それだけお願いしたいと思います。

まず、今の答弁からいきますけれども、市町村と連携して行っておられますけれども、我々も、市町村単位はいろいろ聞き込みしたりとかしているのですが、情報の段階でもいろいろありまして、普通の警戒情報を市町村に伝える以上のものもあるのではないですか。国土交通省からも通知が出ていましたよね。今、奈良県にはそういった関係の通知マニュアルもないのではないのですか。どういった状態になったらどの部分を市町村に伝える、そしてそれはどの部分がどうなれば市町村がどの部分までそれを認知してるか、その内容を。そういったものないと思います。

災害情報出ましたと。气象台との連携というのはわかりますけれども、それは大阪府でもどこでもやっているわけですから。だけど、私が今、言っているのが、物事を運んでいく、堰堤をつくるのだったら防災の法律でその施設を出してと、そう言うけれども、これは全部連帯していかないといけないのではないのですか。だから、この特別委員会もやっているのではないのですか。

理屈はいいのですけれども、つくるにはやっぱりそれなりの根拠が要るし、優先順位をつけるのだったら根拠が要るし、それは調査もやっていないのに、何でここの優先順位が高くなったのだということはやっぱり疑問があります。もっと危険な地域があるのではないですか。どういう決め方をなされてきたのかとか。何がこういうもの、政治的な圧力があってやっているのかとか、それはもう疑い出したら切りがないです。

だから、そのプロセスを全部明らかに見えるような形でしていただかないと、そのためにはまず指針か何かをつくっていく必要があるのではないのですか。レッドゾーンも一気にできないのはもちろんわかっていますので、基礎調査もやっていかないといけないです。1点絞って聞きますけれども、今、レッドゾーンに指定されているところがありますよね。そこでの要配慮者利用施設は幾つあるのですか。

○加藤県土マネジメント部次長（砂防・災害対策担当、砂防・災害対策課長事務取扱）

今、手持ちの資料の中にそこまで詳細なものを持ち合わせておりませんので、それに関してはまた後ほど確認させていただきまして、お話しさせていただきたいと思います。

○川田委員 要配慮者施設の、各戸数は詳しい資料をごらんいただいたらいいと思うのですけれども、それは資料も全部セッティングされてあるのですね。全部あるのですね。そ

れもなく、検討できないではないですか。地図上にセッティングされてプロットアウトされたものも全部あるのかなのか、どうなのですか。

**○加藤県土マネジメント部次長（砂防・災害対策担当、砂防・災害対策課長事務取扱）**

土砂災害防止法につきましては、2500分の1の地図で作成するというで一応法律で決められております。その中でイエローゾーンがありまして、先ほど申し上げましたように、その中により危険な場所、レッドゾーンが出てくる状況になっておりますので、その範囲を確認していけばその中に入っているか入っていないかはおのずとわかると認識しております。

**○川田委員** いや、戸数だから、今、細かい資料がないのかもしれないのですけれども、そのレッドゾーンはホームページで見れるではないですか。きのう見ていましたが、あれも便利にできていますよね。クリックしたら全部そこが赤色に変わって見られますから、奈良県のホームページでレッドゾーンがどこにあるか全部わかるのですけれどもね。だけど、その中に要配慮者の利用の施設、どこに何があつてとか全部それはもう把握もされていると思うのです。そうではなかったらどこの堰堤を優先順位つけていっていいかとかわからないのではないですか。決めようがないのではないですか。

そして、市から要望があつたというけれど、そんなのどこの市でも自分のところを、要望するでしょう。それを今お聞きしているのですけどね。

**○加藤県土マネジメント部次長（砂防・災害対策担当、砂防・災害対策課長事務取扱）**

先ほども申し上げましたとおり、平成22年につくりました土砂災害の対策に対する基本方針というものを、9月の本会議、建設委員会、また12月の本会議にかけさせていただきたいと思っております。まだその中では全ての箇所を羅列して上げられる状況にはならないのかもしれませんが、概要としてこのような場所について対応していきたいということとはご説明させていただけるものと思っております。

**○川田委員** 全般わからないのであればわからないでもいいのですけれども、また資料を見て教えていただいたらいいのです。きょう、午後から行くこの砂防指定地の山田B沢ですね。ここには人家は幾つあるのですか。要配慮者利用施設は幾つあるのですか。公共施設は幾つあるのですか。

**○加藤県土マネジメント部次長（砂防・災害対策担当、砂防・災害対策課長事務取扱）**

今回の場所につきましては、市の避難所として、こども園と公民館、人家5戸、それ以外にも主要地方道が走っている場所でございます。



○川田委員 でもこれがまだレッドゾーンかどうかはわからないということです。堰堤ができてから、レッドゾーンは外れているとは思いますが、順序が逆かなというのは疑問があります。

この件はまた午後に現地へ行ったときにご説明をいただけたらと思います。

委員長、代表質問でも使ったパネルを使ってよろしいですか。

○小林委員長 はい、どうぞ。

○川田委員 ありがとうございます。これは奈良市の砂防指定地の一部ですけれども、赤のところは砂防指定地です。そして登記情報を厳格に踏まえたものが必要であると、国土交通省からそういう指導をいただいているということで、前回の代表質問で県土マネジメント部長が答弁をされていた。3回ぐらい、登記情報が厳密に入っているものしかだめだ。これは厳密に入っているのですけれども。我々素人がやってもできているわけです。砂防の指定地がどこかというのは今の防災にも全部絡んでくると思うのです。ご立派な砂防・災害対策課のホームページから行けば、ご立派なGIS、あれが見れるようになっているわけですから、そこに載せたらおしまいのお話だと思うのです。クリックするボタンが1つふえるだけの話だと思うのですが、前から何回言っても全然進まないし、法律で義務づけられている台帳の整備ですね。これも、県土マネジメント部次長、今来られたところなので、わからない部分もあるかもしれないのですが、なかなかというか、ほとんど進んでいない状況です。

このあいだもそういったダミー的なものだったら2、3年かけたらつくれるのではないかな。でも厳密なものを我々でやってみたら、できているわけなので。それはちょっと説明が矛盾していると思うのです。これをつくるのに、1万円もかかっているのですけれども、だから、先ほどの予算の説明にあった、約3,000万円ぐらいですか、全部がその地図をつくるのに使われるお金ではないと思いますけれども、そういったものがあると。こういったものは、GISを使える方がいればどんどん進むと思うのです。なぜ進められないのか、それはどうなのですか。

○加藤県土マネジメント部次長（砂防・災害対策担当、砂防・災害対策課長事務取扱）

これも前回、12月であったり6月の議会でもご答弁をさせていただいていると聞いておりますが、登記情報は明治なり大正なり、相当古い、100年近い昔に指定されたときの情報から追ってきて、しっかりと対応しなければいけないと言われておりまして、どうしてもここは委員とは平行線ではあるところですが、今、私ども砂防・災害対策課の中でつ

くろうとした中ではなかなかそういうしっかりとしたものがないという状況で、対応をどうするか悩んでるところでございます。

もし、可能であるのであれば、どのようにそれをつくられたのか、また、こんな言い方も恐縮ですが、委員からお教えいただいて、砂防部に問い合わせたいのであれば、それについてお問い合わせをさせていただいて、本当にそれでいいのか確認をさせていただきたいと思います。私どもがやっている中でなかなか難しいところで、本当にそれがしっかりしたものかどうかというのは私どもで判断できかねる状況ではございます。

○川田委員 地図で示していただいたらわかるものだと思うのですが、現実にはパネルで出て、データがちゃんとデータではあるのですけれども、グーグルマップにも入れられるからね。僕らはもうそこまではつくっているのです。だから、カーナビに入れていたら、今、砂防指定地を走っているのだと、わかるようにはしてあるのですけれども、そういうのは少しITの詳しい技術を借りていますけれども、そんなに大したものではない。

そして、もう1点言いたいのは、できないです、難しいですと言われて、では、なぜ難しいのか。それを具体的にお示しいただかないと論破しようと思ったら論破できるかもしれないではないですか。現実にはできたのだから。これはほぼ正確です。国土交通省に見てもらって、正確でない部分があれば、その部分だけを、間違っているところも100%とは言いませんけれども、若干でもあれば、そこだけ修正すればいいではないですか。

それともう1点。加藤県土マネジメント部次長も知らないのかもしれないですけれども、砂防・災害対策課では去年からGISの機械も借りられていたのです。借りられていて、それはもう返されたと聞いているのですけれども。返品というリリース期間が来たから返されたと聞いているのですけれど、それに開示請求をかけさせていただいたら、実際に砂防指定地をつくっているレイヤーも出てきているのです。開示されているのです、一部ですけれど。そのログ記録も求めたのです。今、審査請求で開示しないというので求めていますけれども、ログ記録を見たらいつログインしていつつくったか、全部わかるので、それを示してくださいと。やると思っていたのですけれどももう返してしまったので、それはもう現実には出てこないと思うのですけれどね。

だけど、全然作業をやっていないと思うのです。だって、できない、できないって言ってたって、できない部分があるのは理解できるけれども、全部できていないというのは、あり得ないですよ。それなら、奈良市だったら、70%、80%ぐらいまではできましたと。だけれども、あとの部分が、今、県土マネジメント部次長がおっしゃった理屈で、

少し苦戦している部分ですという説明だったら論理的には正しいと思うのですが、全部できていないのですよ、まだ何もできていないのですという状態でしょう。それなら、去年のGISの予算も何のために、あのパソコンを借りたのだと。予算の無駄遣いではないですか。要らないものを、何で借りるわけですか。

だから、そういったものも含めて、もうちょっと真摯に、災害対策にかかわってくる重要な情報だと、我々は思っているのです。それもセッティングして、全部せっかくすばらしいGIS、砂防・災害対策課のホームページから見られるものもあるわけですから、他の都道府県に負けない、非常にすばらしいものができるし、そこから応用が、たくさんものが広がって、それが市町村も同時に使えるようになれば、防災の先ほどの関係にも大いに役立つ武器になってくるのではないかと、このように考えているわけですが、いかがですか。

#### ○加藤県土マネジメント部次長（砂防・災害対策担当、砂防・災害対策課長事務取扱）

今、いろいろとご指摘ありました。先ほども少し申し上げましたが、もし可能であれば、お貸しいただければ、本当にこちらでも確認させていただきたいと思います。

昨年からやっていた内容を、私もこの4月から来たところですが、やはりおっしゃるような形で砂防施設にも先ほどお話ししたように、登記情報から追えるものもあるのではないかと、全然追えないものもあるだろうとか形がいろいろ変わってきて、合筆なり字が変わったりとかそういうことでなかなか追えない場所もあるだろう、また、私どもの管理の不行き届きという面もあるのかもしれませんが、土地の改編によってほぼ住宅地になってしまっていて、もう砂防指定地としての意味をなさない部分もあるだろうという区分けをまずやろうということで、昨年度はそういうことを実施したと聞いております。まず、どちらにしろ、砂防指定地として残すものよりも、もう残さなくていいものをはじいてしまえば、少しでも砂防指定地としての管理が少なくて済むのではないかとこの作業を昨年はさせていただいたと聞いております。

ただ、なかなか引き継いで単純に昔のままの砂防指定地として指定できるというのは、非常に割合が少ないと。ほとんどの場所がなかなか引き継げない。先ほど申し上げましたとおり、登記情報を踏まえた状態で引き継いできたような状態ではないので、それについてはただ単純に砂防指定地として認めることはできないという指導があるということなので、そうではないと。本当にほぼ完成したものができているのであれば、どのようにつくられたの仕方をしたのかも含めて、こちらが大変能力不足で申しわけございませんが、ご

教授いただければと思うところでございます。

○川田委員　ご協力はさせていただきます。県民のために利益になることであれば、それはもう協力は惜しみません。少し複雑なものもありますので、それはまたまとめていきたいなど、これは考えております。

国土交通省は砂防指定地を一応法的には指定されるだけではないですか。でも、その調整段階は都道府県から全部情報が上がっていくではないですか。向こうで調べてここにしろというのはないと思うのです。それをやって、それが適切か、適切でないのかというご判断のもとで、指定を出されてくる部分だと思うのです。

先ほど、県土マネジメント部次長のご答弁でもございましたが、もう住宅地に変わっていて、その上にばさっと砂防指定地がかかっているわけですよね。不動産で言えば、いわゆる重要事項説明書にも砂防指定地は書いていかなければいけない部分で、財産権にも影響を与えてしまうものがあるわけです。だから、必要がないと判断した場合には、速やかに指定解除していく必要もあります。

だから、これも去年の議論ですけれども、国土交通省も指定解除する部分はしなさいと、指導があったと思うのです。だから、その部分をまず外す作業は去年どこまで、今進んでいるのかわかりませんが、我々が調べた結果では、もう住宅地などは見ればわかるわけですから、数日間で判断できるものがどうして今まで、昨年の砂防・災害対策課に関しては、そこまで1つのことをやるのに何日も何日も、半年も1年もかかってなぜやらなければいけないのか。

我々は税金を払っているわけですから、民間でもそんなもの、このコップ1つつくるのに1年かけていたらコップ1つが10万円、20万円になってくるのです。こんなものはすぐ機械でぽんとできるから数円程度にコストが安くなっているわけでしょう。こういったお仕事もそうですよね。半年も1年もかかっていたら、その仕事、幾らのコストがかかっているのですか。その一つの仕事のコスト計算を出していただこうかと思っているのですけれども。理屈はいろいろ言われますけど、あまりにも仕事のはかどるのが遅い。

だから、我々が協力するところは、当然、県土マネジメント部次長がおっしゃったように、全面的に協力させていただきますし、簡単にできるもので、それでよければそれが一番いいわけですから。そして、他の都道府県に負けないようなすばらしいシステムがつかれば、我々県民としても非常に喜ばしいことありますので、きょうはやっと初めて建設的な会話ができのかなという気持ちをしております。

あと1点だけ。苦情で聞いて、僕はまだ現場を見に行っていないのですが、太陽光パネルを設置しようとしているところに、奈良市の土地があるのですが、中学校の横ですかね。高校だったかな。そこが、砂防指定地に半分ぐらいかかっているらしいのです。そこはもともと木があったのに勝手に伐採しているのですが、勝手にやってもいいのですか。許可か何か要るのですか。

○加藤県土マネジメント部次長（砂防・災害対策担当、砂防・災害対策課長事務取扱）

場所が何ともわからない中で、何ともこちらも答えようがないので、情報等いただければ、またそれについて確認させていただきたいと思います。

○小林委員長 よろしいですか。

○川田委員 はい。

○小林委員長 それでは、他にございませんか。

他になれば、これで質問を終わります。

それでは、これもちまして本日の委員会は終わります。